

第79号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年10月25日

品川区長 濱 野 健

品川区手数料条例の一部を改正する条例

品川区手数料条例（平成12年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表(5)の表14の2の項の次に次のように加える。

14の3 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	31,000円	認定申請のとき。
---	-------------------------	---------	----------

別表(5)の表15の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同表39の項の次に次のように加える。

39の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	195,000円	許可申請のとき。
---	-----------------	----------	----------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）接道規制の適用除外となる建築物の認定に関する審査手数料等を定める必要がある。